茨城県警察本部長告示第　７３　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について、茨城県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和４２年茨城県公安委員会規則第７号）の規定により、公安委員会から委任された公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年１０月２７日

茨城県警察本部長　　中　山　　仁

記

１　聴聞の期日	令和8年11月10日
２　聴聞の場所	東茨城郡茨城町大字長岡3783－3 茨城県警察本部交通部運転免許センター1階　聴聞会場